

【B：一括徴収】（例：退職して残りの残収税額を一括して徴収・納入する場合）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

提出先 宇土市役所 税務課 市民係
〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

宇土市長様	給(特別徴収義務者)	所在地	〒869-xxxx 熊本県宇土市〇〇町1234番地										
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										
		氏名又は名称	株式会社〇×商事										
		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1

給与所得者	フリガナ	ウト タロウ											特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏名	宇土 太郎 (旧姓)																	
	生年月日	19xx年 x月 x日																	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	0	1	2							3
	受給者番号	777																	
	1月1日現在の住所	宇土市〇〇町123番地																	
異動後の住所	同上																		

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者	新しい勤務先	徴収し、納入	受給者番号	納入書の要否	必要
--------------	---------	--------	--------	-------	--------	----

2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和 xx年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2. 異動が令和 xx年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	8月31日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	25,000円	左記の一括徴収した税額は、	8月分(翌月10日納入期限分)で	納入します。
------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------	-------	-----------------	---------	---------------	------------------	--------

3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額	3. 死亡による退職であるため	一括徴収した税額を納入する月を記載してください。 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。
------------	----------------------------------	---	-----------------	---

御注意
4 3 2 1
収 一方給「黒月法与宛の」の名ボ日欄支番1かの払号ルから枠い」ペ内をのノ事又三一にはバ日く、ンまで記つ別記の入た徴収関する税と額と職と新通たしに書い。に「務記載の未徴収した額を特別番号の場の記載は合続して一括に希望する項場。合には「義」務で「異動後」の未徴収税額の徴収

【参考】特別徴収税額(年税額)
30,700円の場合の各月の納付額
・6月分: 3,200円
・7月~翌年5月分: 2,500円/月
3,200円+2,500円×11=30,700円

8月20日退職で8月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を、8月分で一括する場合。
(ア)年税額 30,700円(6月~翌年5月分)
(イ)徴収済額 5,700円(6月~7月分)
(ウ)未徴収税額 25,000円(8月~翌年5月分)
↑一括徴収税額(納入額と同様)

2. 一括徴収を選択し、下段の「2.一括徴収の場合」の欄も記入してください。

一括徴収した税額を納入する月を記載してください。
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。